

甲良町情報公開条例にもとづく「公営住宅」の公募を行ったことを示す書類の公開請求に対し、町は「非公開」を決定。西澤氏は、この非公開決定を不服として異議申し立てを行いました。

「公募書類不存在」自体が条例違反の証拠

情報公開請求異議申し立て書 別紙

10月29日（金）西澤伸明

「非公開決定」に対し、異議申し立ての理由を以下のように、要旨を述べる。

1、甲良町公営住宅管理運営条例（以下「条例」という）第4条は町営住宅への入居について、「公募」を定めており、この規定は、町に文字通り「公に募集する」義務を課している明確な条文である。その一つに、町庁舎その他町内における掲示です。もう一つに、甲良町広報への掲載です。しかも、「町長は公営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申し込み方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。」としており、この2点を不可欠の義務として実施することを町に義務付けているのです。

2、さらに、その「公募」を義務付けている根拠は次のものが考えられます。

条例6条に定めるように「入居者の資格」を有していれば等しく入居できるものです。その一番の前提として、入居申し込みの機会均等・公平が何よりも確保されねばなりません。

条例上の組み立てを見る限り、入居を希望するものは入居資格を有する形式的証明書類とともに「入居申込書」を提出し、入居申込者が募集戸数以内の場合、その資格に適合していれば、また、募集戸数を超える申し込みある場合、条例9条で定める選考審査等を経て、入居決定が下されます。

さらに、地方自治法10条は、その自治体の住民が、等しく施策を受ける権利を定めており、条例には特別の条文がないものの、この法を前提にした枠組みに基づいた「公募規定」であることは当然です。

3、本情報公開請求書（以下「請求書」という）の中で、年限を「平成11年から15年の間」と区切っていることについて。

町発行の「甲良町公営住宅ストック総合活用計画」のアンケートの中で、入居年数を尋ねているが、平成2年以降の入居者が4人おられる（55ページ）。条例5条は、「公募の例外」を定めているが、本年9月議会での私の質問に「公募の例外」に該当する入居者はない、と答弁している。しかるに、この4人が、請求期間内の入居者かどうかにかかわらず、入居者全てが「公募」対象のはずだったということになる。

4、以上述べたとおり、条例に基づく義務的行政事務が行われなかったこと自体、不法・不当です。切実、善良な入居希望者に対する甚だしい背信行為であることを指摘しないわけにはいきません。条例に基づく「公募」を実行していない町当局は、「公募」「入居申し込み」「入居決定」「入居決定通知」がいかなる根拠で連動しているのか説明する義務を負うものと考えます。

なぜ、「公募」がないまま、「入居事務」が累々と30数年に渡って、無反省に続けられてきた

のか、極めて不思議です。何を根拠に「入居事務」を行ってきたのか町民に明らかにしなければなりません。考えられることは、公募がない元で「入居可能を知った者」しか入居申し込みが出来ず、行政側が基準も根拠も町民に説明できないままに入居を決定していたこと断言せざるを得ません。また「入居可能を知りうる立場」の行政職員・その情報を得た特定の人物・「空家」を現認した者・その情報を得た者など特定のルートを通さなければ入居申し込みが可能ではなかったことを示しています。

これらは、恣意的判断を誘発し、入居をめぐる利権の温床となっていたことは、類似の事例をみれば、容易に推測できます。現に議会でも「又貸し」による規定料金の上前をはねる疑惑が指摘されていることでも明らかです。この推測を誘う根拠となっている条例無視の運営を即刻改めるべきであり、否、それだけでは不十分で、不公平・不公正の元凶をつくりだした行政の無責任を町民に対し、謝罪しなければならないと考えます。

町当局がそうではないと弁解するならば、「なぜ、管理運営を30数年間にわたって条例に背いてきたのか」釈明すべきだと指摘しておきます。

5、請求書中「情報の件名」の の文書類等は、年限を特定していません。請求書にある「同じく」とは、「甲良町公営住宅管理運営条例」をさすことは明らかです。「募集戸数」を上回る入居申し込みが皆無であった言明はなく、「募集戸数」を上回る入居申し込みがあった場合、「選定の合理的根拠・理由」が示されなければ、選考の意味がありません。これらの選考過程・審査等の記録を留めることは、行政事務の基礎的な仕事です。

6、因みに、公営住宅入居に関して「住宅要求組合が組織され、それと地元自治会の区長さんを中心として討議検討がなされ、15戸の入居が決定」「完成後・・・センターのマイクを通して募集をしてください・・・と依頼」などとの当局側弁解についてひとことふれておかねばなりません。

9月議会で、私の質問に答え、明らかになったものですが、「住宅要求組合」そのものは町長も釈明しているとおり、任意の組合であり、行政の責任が及ぶ組織でもなんでもありません。その組合や区長さんなどに「公募」を委ねたというが、条例で定める「公募」に似て非なるものです。詳しく反論するまでもありません。条例は他のいかなる団体・個人に「公募」を委ねていません。広報の掲載と掲示板の公表を義務づけています。さも「公募」が一部でも実施されていたかのように取り繕うつもりの弁解としか聞こえません。条例を遵守する立場にある公務員としての根本的な反省を求めるものです。

よって「不存在」そのものが不法であり、それを理由とした「非公開決定」は不当・不法であり、到底容認することはできません。

なお、甲良町情報公開条例 第18条、19条に基づき、意見陳述、意見書提出等の機会を設けられることを求めるものです。